

平成27年度

# 動物保護管理センター事業概要



## はじめに

『動物の愛護及び管理に関する法律』には、動物の所有者に対して、その動物が命を終えるまで適切に飼養することに努める、いわゆる終生飼養の努力義務が規定されています。

本県では、従来から、犬、猫の老齢又は病気を理由に引取りを求められた場合には、終生飼養するよう、また、子犬、子猫の引取りを求められた場合には、自身で新たな飼い主を探す努力をするよう説得し、その結果、どうしても飼えない場合にのみ引取りを行っています。

そして、このように引取った犬、猫や、飼い主不明で保護した犬については、新たに飼っていただける方への譲渡の機会を増やすことにより、センターとして可能な限り生かす努力をしています。

しかし、センターに収容されたすべての犬、猫が譲渡できるわけではありません。健康状態のチェックを行ったうえ、行動観察の期間を設け、人への攻撃性の有無などの性格面も十分に考慮して譲渡の適性を判断しています。

この選定作業は、センターから譲渡する犬、猫も、新たに飼い主になっていただく方も共に幸せになっていただきたいという願いから行うものです。

その結果、譲渡に不適合と判断され、殺処分される犬・猫もあります。皆さんには、そういった犠牲があつたうえで成り立っている譲渡事業であることを知っていただきたいと思えます。

一方、譲渡に適すると判断された犬、猫は、譲渡されるまでの間、センターで健康管理をしながら飼育しています。しかし、センターは犬、猫を飼育するスペースが少なく、特に猫では、診療室や検査室まで飼育ケージが占拠する状態になっているのが現状です。

そのような苦勞もありますが、譲渡した飼い主の方から、譲渡後の犬、猫の様子を写真と共に送っていただき、犬、猫たちが新たに家族の一員となり、安心して表情や、飼い主の方の喜びの声をいただいたときは、センター職員一同にとって、大きな喜びになっています。

またその一方で、犬、猫に関する電話相談や苦情は毎日あり、その対応で1日の大半が費やされている現実もあります。センターでは、動物ふれあい教室の開催、体験学習での生徒の受入れ、犬のしつけ方相談やしつけ方教室などを実施しています。犬、猫を始めとした動物の飼い主の方には、その飼育動物の習性をよく理解したうえで、正しく飼っていただくようお願いいたします。

『動物の愛護及び管理に関する法律』の目的は、「人と動物の共生する社会の実現を図ること」であり、動物の飼い主であるかどうかにかかわらず動物愛護への理解が必要です。

今後ともセンター職員一同は、この目的が達成できるよう動物愛護思想の普及に力を入れてまいります。

平成28年10月

愛知県動物保護管理センター  
所長 和久田 元資

## 目 次

### 第1 センターの概要

- 1 組織機構及び職員数 ……………1
- 2 業務の担当区域及び管内の概要 ……………1・2

### 第2 平成27年度事業の概要

- 1 動物愛護普及啓発 ……………3・4・5・6
- 2 家庭犬のしつけ方教室 ……………7
- 3 犬・猫の苦情、犬の捕獲・抑留 ……………8・9
- 4 犬・猫の引取り ……………10
- 5 負傷動物の収容 ……………10
- 6 犬・猫の譲渡 ……………10・11
- 7 犬・猫の殺処分 ……………12
- 8 中核市からの受託事業 ……………12
- 9 動物取扱業に関する事業 ……………12・13
- 10 特定動物の飼養の制限に関する事業 ……………14

### 第3 参考

- 1 沿革 ……………15・16
- 2 センターの施設概要 ……………16

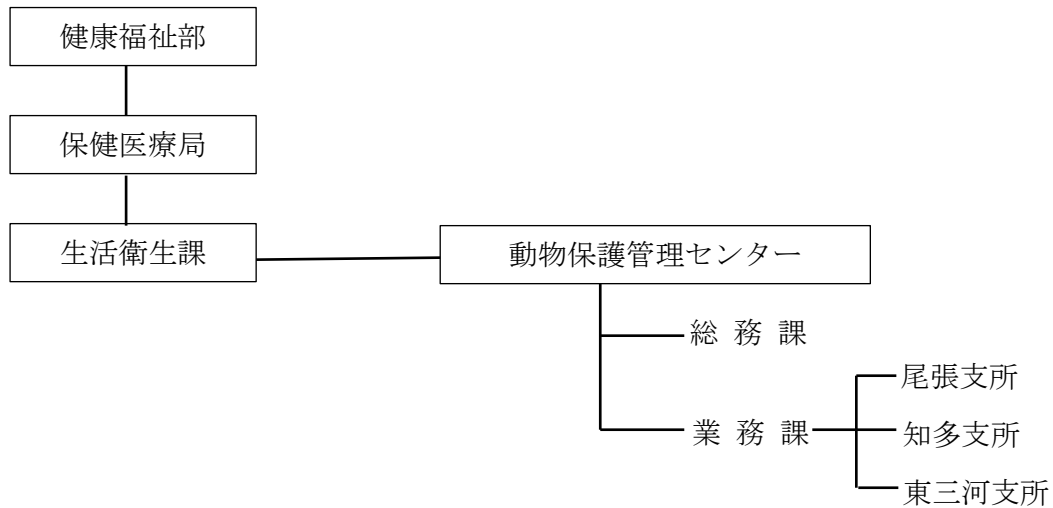
### 第4 資料

- 1 市町村別業務内訳表 ……………17・18・19
- 2 過去10年間の統計グラフ ……………20・21

# 第1 センターの概要

## 1 組織機構及び職員数

### (1) 組織図



### (2) 職員数

(平成28年4月1日現在)

所属 \ 職種		事務職	技術職 (獣医師)	動物管理 指導員	非常勤 嘱託員	計
本所	所長		1			1
	次長	1				1
	総務課	2			1	3
	業務課		4	8	1	13
尾張支所			2	7	1	10
知多支所		1 (1)	2	4	1	8 (1)
東三河支所			2	6 (2)		8 (2)
計		4 (1)	11	25 (2)	4	44 (3)

※ ( ) は再任用職員を再掲

## 2 業務の担当区域及び管内の概要

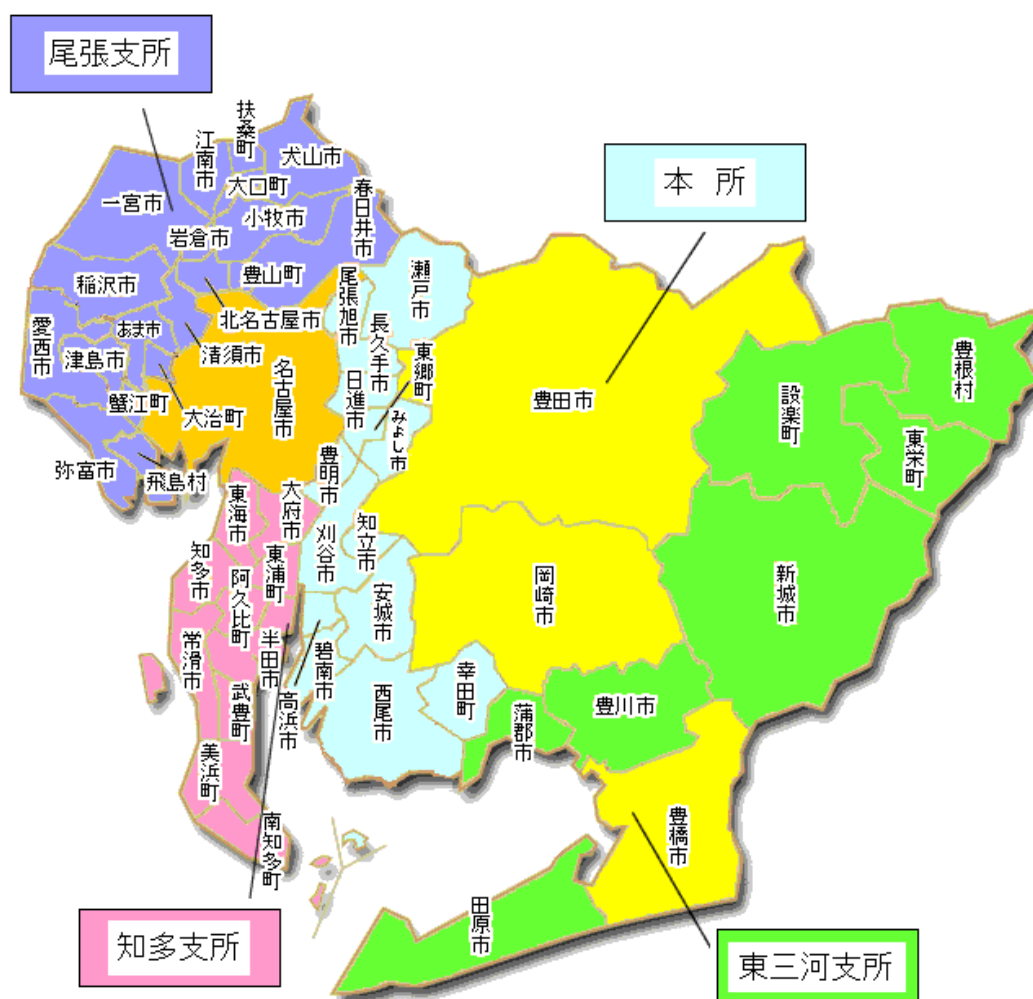
本所 … 瀬戸市、碧南市、刈谷市、安城市、西尾市、知立市、尾張旭市、高浜市、豊明市、日進市、みよし市、長久手市、東郷町、幸田町

尾張支所 … 一宮市、春日井市、津島市、犬山市、江南市、小牧市、稲沢市、岩倉市、愛西市、清須市、北名古屋市、弥富市、あま市、豊山町、大口町、扶桑町、大治町、蟹江町、飛島村

知多支所 … 半田市、常滑市、東海市、大府市、知多市、阿久比町、東浦町、南知多町、美浜町、武豊町

東三河支所… 豊川市、蒲郡市、新城市、田原市、設楽町、東栄町、豊根村

(1) 担当区域 (名古屋市、豊橋市、岡崎市及び豊田市を除く)



(2) 管内概要

	市町村数	世帯数	人口	犬登録総数	世帯数 犬登録総数
本 所	14	490,267	1,262,346	79,420	6.2
尾 張 支 所	19	676,046	1,745,937	113,571	6.0
知 多 支 所	10	246,807	622,062	39,677	6.2
東三河支所	7	140,338	381,890	26,410	5.3
計	50	1,553,458	4,012,235	259,078	6.0

注：市町村数、世帯数、人口及び犬登録総数は平成28年4月1日現在値

## 第2 平成27年度事業の概要

### 1 動物愛護普及啓発

#### (1) 動物ふれあい教室

協力団体（5・6ページの動物愛護事業に関する協力団体）が所有する、ふれあい犬・猫と一緒に保育園等へ訪問し、園児等とのふれあいを行った。

園児等が、犬・猫とのふれあい方を学び、動物を愛する気持ちを育み、動物も人間と同じ生き物であることを感じることで、生命尊重の心を持ち続けさせることを目的としている。

	本 所	尾張支所	知多支所	東三河支所	計
実施回数	4	2	6	9	21
参加者	248	205	337	369	1,159

#### (2) 体験学習

学校の授業の一環として、当センターでの施設見学・取材、職場体験を積極的に受け入れ、「命の大切さ」、「動物に対する人間の責任と義務」等に関する啓発を行った。

	本 所	尾張支所	知多支所	東三河支所	計
実施回数	14	10	9	12	45
参加者	66	54	35	28	183

#### (3) 本所動物愛護館、支所愛護室への来場者受入

動物に関する図画、ポスターなどを展示し、来場者に動物愛護学習を行うなど、愛護動物に対する理解を深めた。

	本 所	尾張支所	知多支所	東三河支所	計
来場者	2,141	2,315	2,694	1,558	8,708

#### (4) 地域猫活動の推進

所有者のいない猫問題の対策の一つとして、所有者のいない猫の数を増やさないために、地域の十分な理解のもとに、不妊去勢手術を施したうえで、一代限りの命を全うするまでその地域で適切に共同管理する活動、いわゆる「地域猫活動」がある。

この地域猫活動を推進するため、市町村、地域住民、ボランティア団体などからの依頼に応じて、地域猫説明会に講師として出席した。

	本所	尾張支所	知多支所	東三河支所	計
出席回数	6	0	7	1	14

## (5) 動物愛護週間事業

動物の愛護及び管理に関する法律第4条の規定に基づき、県民に動物の愛護と適正な飼養についての関心と理解を深めるため、次の事業を行った。

なお、9月18日(金)には、本所において協力団体等(38名)の出席者を得て、動物慰霊祭を行った。

実施日	事業内容及び参加者等の人数
9月12日(土)	動物遺棄防止啓発(豊川市赤塚山公園):200名
9月16日(水)	犬の飼い方講習会(知多支所):7名
9月17日(木)	犬の飼い方講習会(東三河支所):5名
9月18日(金)	犬の飼い方講習会(尾張支所):14名
9月20日(日)	動物愛護フェスティバル in とよた(豊田市鞍ヶ池公園):3,051名 アニマルバルーン、ペットなんでも相談、ドッグダンス、紙芝居、動物クイズ、スタンプラリー、ペット迷子札の作成、ぬいぐるみによるマイクロチップ読み取り体験、パネル展示
9月21日(祝日)	猫の家族さがし会(東三河支所):31名
9月25日(金)	動物遺棄防止啓発(JR尾張一宮駅周辺):300名 犬の飼い方講習会(本所):6名
9月27日(日)	犬猫の飼い方相談・愛護啓発(大府市保健センター):100名

注:( )内は事業実施場所

## (6) 動物の飼養に関する電話相談

犬、猫の飼い方、しつけ方、疾病予防等の電話相談に対し、センターの獣医師及び動物管理指導員が、適正飼養についての指導助言を行った。

### 相談件数

相談内容	本所	尾張支所	知多支所	東三河支所	計
日常管理	277	189	260	101	827
しつけ	184	103	27	83	397
病気	130	21	7	1	159
行方不明	1,109	1,447	1,052	661	4,269
引取り	859	470	384	249	1,962
家族さがし	876	558	769	400	2,603
侵入防止	854	501	109	100	1,564
不妊・去勢手術	64	23	4	3	94
その他	167	496	193	200	1,056
計	4,520	3,808	2,805	1,798	12,931

(7) 動物愛護事業に関する協力団体（平成 28 年 4 月 1 日現在）

センター事業の充実のため次の団体の協力を得た。

- ① NPO 法人 しっぽ・いっぽの会  
代表 大羽佳子
- ② 犬と人間とのコミュニケーショングループ「ユーユーユー」  
代表 早川朱実
- ③ 人と里山の会  
代表 太田亟慈
- ④ 一般財団法人 ロイヤルアシスタントドッグ  
代表 山口恭平
- ⑤ わんにゃんサポート・クラブ  
代表 宮本佳代子
- ⑥ おおぶ地域ねこの会  
代表 植木祐子
- ⑦ あにまる あいず  
代表 川邊さやか
- ⑧ Happy Smile  
代表 大久保亜紀子
- ⑨ ザ・ゴールデンレトリバークラブオブジャパンレスキュープロジェクト西日本支部  
代表 安藤久美子
- ⑩ BCRN ボーダーコリーレスキューネットワーク中部  
代表 岩瀬麻衣子
- ⑪ ワン・ニャン Home ポラリス  
代表 今弘美
- ⑫ ボーダーコリーフリーク (BCF) 中部支部  
代表 山口正樹
- ⑬ ペキニーズ・レスキュー「四葉のクローバー隊」中部支部  
代表 赤塚真理子
- ⑭ シェルティエー・レスキュー中部地区  
代表 野々垣貴子
- ⑮ C. R. T. 東海支部  
代表 小嶋愛子
- ⑯ ねこネットあま  
代表 毛利れい子
- ⑰ TSR (チームシュナウザーレスキュー)  
代表 野村いづみ



⑱ 人と動物の絆の会

代表 加藤弥兵

## 2 家庭犬のしつけ方教室

### (1) しつけ方相談

人と犬との良好な関係づくりをめざすため、犬のしつけ方で困っている飼い主からの相談に対し、本所では毎週火曜日、金曜日、各支所では随時「しつけ方相談」を実施し、飼い主に犬を同伴させ、しつけの方法の実技指導を行った。

	本 所	尾張支所	知多支所	東三河支所	計
相 談 件 数	29	18	18	16	81
参 加 者	57	37	29	28	151

### (2) 出前しつけ方教室

「しつけ方相談」は、本所・各支所を開催場所として実施しているが、飼い主が参加しやすくするため、市町村の協力を得て主に土曜日・日曜日に開催場所を設営し、その会場まで出張して犬のしつけ方等について実技を含め指導助言した。

	本 所	尾張支所	知多支所	東三河支所	計
実 施 回 数	1	2	1	3	7
参 加 人 数	10	27	18	147	202

### (3) 優良な家庭犬育成教室

他の模範となる家庭犬とその飼い主等を育成するため、センターから譲渡した犬とその家族を対象に4日間に亘り、犬の飼育に係る法規、健康管理、しつけの実技指導等を本所において行った。

なお、最終日には、アニマルファンシィアーズクラブ主宰の佐良直美氏を招き、より良い飼主の育成を目的に講演会を開催した。

開 催 日 平成27年7月23日、同30日、8月6日、同21日

受講者数 延べ 48名

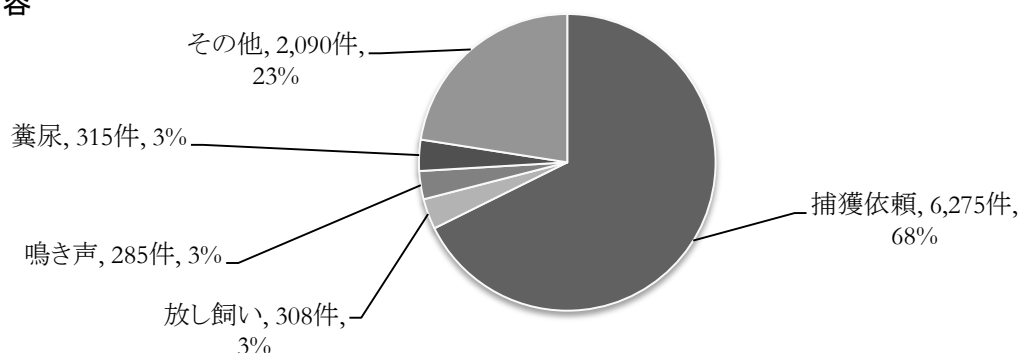
### 3 犬・猫の苦情、犬の捕獲・抑留

#### (1) 住民からの苦情対応

住民からの苦情は、犬の捕獲に関するものが多いが、近年、野良猫への餌やり等に関するものも増加している。飼い主の飼い方に関する苦情も多く、飼養状況の調査を行い、不適正な飼い方をする飼い主に対しては、必要に応じて愛犬管理指導票を交付し指導した。

	本 所	尾張支所	知多支所	東三河支所	計
苦 情 件 数	2,362	1,926	3,791	1,194	9,273
指 導 票 交 付	150	356	212	74	792

#### 苦情の内容



#### (2) 飼い主不明犬の捕獲

人の生命、身体又は財産等への危害の発生を防止するため、繋がれていない飼い主不明犬の捕獲を行った。

#### 捕獲頭数（捕獲方法別）

	本 所	尾張支所	知多支所	東三河支所	計
手 技	289	446	349	125	1,209
捕 獲 器	60	5	120	28	213
吹 き 矢	4	0	8	0	12
計	353	451	477	153	1,434

#### (3) 抑留犬の返還

捕獲し、抑留した犬については、公示するとともに、失踪届との照合等を行い、飼い主の判明したものについては速やかに返還した。

なお、返還の際には、失踪原因等の聞き取りを行い、それに基づく適切な飼養管理の指導を行った。

	本 所	尾張支所	知多支所	東三河支所	計
返 還 頭 数	90	263	153	57	563

#### (4) 犬によるこう傷事故

動物の愛護及び管理に関する条例第 11 条に基づき届出がされるこう傷事故件数は、ここ数年横ばい傾向を示している。

事故を起こした犬の飼い主が判明している場合には、狂犬病について説明を行い、開業獣医師による狂犬病の検診を受けるよう指導した。また、飼い主が不明の場合は、センターで収容し、狂犬病の検診を行った。

なお、事故は、飼い主の飼養管理の不備が原因であることが多いため、飼い方等について愛犬管理指導票を交付して指導するとともに、必要に応じて繰り返し飼養管理について指導し、再発防止に努めた。

##### こう傷事故件数

	本 所	尾張支所	知多支所	東三河支所	計
登 録 犬	45	75	22	12	154
無 登 録 犬	10 (5)	10 (4)	3 (2)	4 (2)	27 (13)
計	55	85	25	16	181

注：( ) の数値は飼い主不明犬を再掲

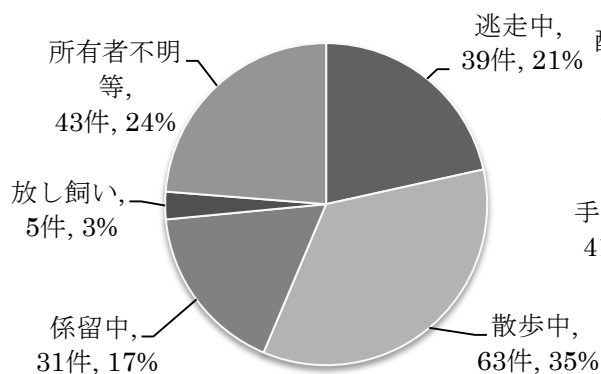
※ 狂犬病予防法に基づく犬の登録は犬の所有者の責務

##### こう傷事故被害者数

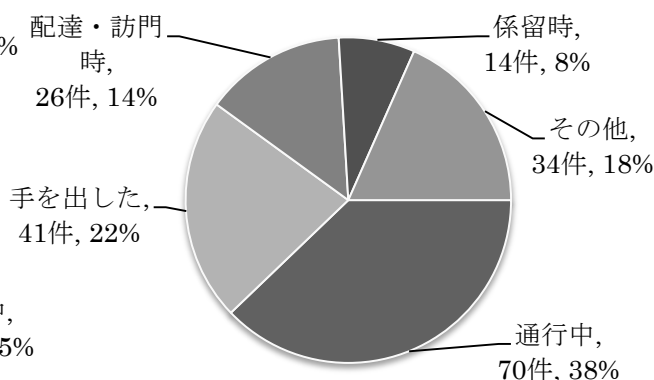
	本 所	尾張支所	知多支所	東三河支所	計
被 害 者 数	57	87	25	16	185

##### こう傷事故の発生状況

###### <犬の状況>



###### <被害者の状況>



#### 4 犬・猫の引取り

動物の愛護及び管理に関する法律に基づき、犬又は猫の引取りを行っているが、飼い主から引取りを求められた際には、動物は命あるものであり、終生飼養すべきであることを説明し、継続して飼養するか、飼い主の責務として新たな飼い主を探すよう繰返し指導したうえ、やむをえない事情がある場合についてのみ引取りを行った。

子犬や子猫の引取りにあたっては、今後はみだりに繁殖をさせることのないよう、飼い主に対し、不妊・去勢手術をするなど繁殖制限の措置を行うよう指導した。

##### 引取り頭数

		本 所	尾張支所	知多支所	東三河支所	計
犬		35	20	30	11	96
猫	所有者あり	62	20	23	34	139
	所有者不明	230	314	306	57	907
	計	292	334	329	91	1,046

注：猫は捕獲しないため所有者不明も引取りに計上

#### 5 負傷動物の収容

所有者の判明しない負傷した犬又は猫が、道路、公園等の公共の場所にいる場合に収容を行った。

##### 負傷動物の収容頭数

		本 所	尾張支所	知多支所	東三河支所	計
犬		3 (1)	8 (2)	2 (1)	8 (3)	21 (7)
猫		78 (1)	115 (1)	67 (3)	62 (0)	322 (5)
計		81 (2)	123 (3)	69 (4)	70 (3)	343 (12)

注：( ) は返還した頭数

#### 6 犬・猫の譲渡

##### (1) 犬の飼い方講習会

センターから犬を譲り受けたいと希望される方には、事前に犬の飼い方講習会（適切な飼い方、法令遵守、しつけ方等についての講習）を受講していただいた。

		本 所	尾張支所	知多支所	東三河支所	計
開催回数		12	13	12	12	49
受講者数		155	163	150	136	604

## (2) 猫の家族さがし

性格、健康状態等を判定し、家庭猫として適当と認めた猫について、原則として不妊・去勢手術を実施した後、希望者に譲渡した。

なお、譲渡希望は予約制としており、渡す際には室内飼い等の飼い方指導を行った。

	本 所	尾張支所	知多支所	東三河支所	計
開催回数	6	3	0	5	14
参加者数	82	117	0	132	331

## (3) 犬・猫の譲渡頭数

		本 所	尾張支所	知多支所	東三河支所	計
犬	成 犬	42	46	25	19	132
	子 犬	97	42	63	56	258
	計	139	88	88	75	390
猫	成 猫	57	27	18	39	141
	子 猫	59	36	83	67	245
	計	116	63	101	106	386

## (4) 譲渡犬・猫調査

センターから家庭犬・猫として譲渡した犬・猫について、その後の飼養状況調査を行い地域の模範的な飼い主となるように適正飼養について指導した。

	本 所	尾張支所	知多支所	東三河支所	計
調査指導件数	198	112	116	147	573

## (5) 動物介在活動支援事業

平成 14 年度主要政策テーマ事業として開始した事業であり、センターに収容した犬を対象に、動物介在活動※を支援する犬の育成を行っている。センター収容犬で、家庭犬として適当と認めた犬のうち、支援犬としての適性の高い犬を選定し、支援犬としての訓練を実施しながら育成し、協力団体に譲渡している。なお、平成 27 年度はしつけのデモンストレーションを行う犬として育成した。

※ 動物介在活動(Animal-Assisted Activity)とは、動物と人とのふれあいを目的とする訪問活動のことであり、獣医師・ボランティアなどが健康な動物(犬・猫・ウサギなど)を連れて各種福祉施設などを訪問し、ふれあいの場を設け、お年寄りなどに対し精神的な「癒し」の効果とリハビリテーションの効果を期待するものです。また、社会や教育現場で、動物のもつ温もりや動物との接し方などを指導し、動物を通じて思いやりの心を育むこともあわせて期待するものです。

## 7 犬・猫の殺処分

抑留犬及び負傷収容した猫のうち返還に至らなかったもの、また、それらに加え、引き取った犬・猫のうち譲渡に適さないと判断した犬・猫は、本所において殺処分した。

	犬	猫	計
殺処分頭数	598	963	1,561

## 8 中核市からの受託事業

捕獲犬及び負傷動物の保管業務に加え、引取り犬等を含めたこれらの動物の処分業務を中核市から受託し実施した。

## 9 動物取扱業に関する事業

### (1) 第一種動物取扱業の登録状況

動物の愛護及び管理に関する法律に基づき、第一種動物取扱業の登録に関する事業を行うとともに、動物の適正な飼養及び保管に関し必要な知識を習得させるため、動物取扱責任者研修会を実施した。

#### 新規登録件数

	本所	尾張支所	知多支所	東三河支所	計
件数	39	64	25	20	148

#### 登録更新件数

	本所	尾張支所	知多支所	東三河支所	計
件数	26	39	11	16	92

#### 登録変更届件数及び登録証再交付件数

	本所	尾張支所	知多支所	東三河支所	計
変更届件数	65	92	20	31	208
再交付件数	10 (8)	12 (8)	2 (1)	4 (2)	28 (19)

注：( ) の数値は書き換え交付した件数を再掲

#### 動物取扱責任者研修会実施状況

実施回数	研修会修了者
6回	1,505名

第一種動物取扱業の登録件数

(平成 28 年 3 月末現在)

	本 所	尾張支所	知多支所	東三河支所	計
販 売 業	294	332	113	164	903
保 管 業	270	296	107	98	771
貸 出 業	11	6	5	4	26
訓 練 業	38	44	19	10	111
展 示 業	23	23	12	10	68
競りあっせん業	0	0	0	1	1
譲受飼養業	0	1	1	1	3
計	636	702	257	288	1,883
(実事業所数)	(500)	(555)	(189)	(244)	(1488)

(2) 第二種動物取扱業の届出状況

動物の愛護及び管理に関する法律に基づき、第二種動物取扱業（営利性を有しないもの）の届出に関する事業を行った。

第二種動物取扱業の届出件数

(平成 28 年 3 月末現在)

	本 所	尾張支所	知多支所	東三河支所	計
譲 渡 し 業	3	1	0	0	4
保 管 業	0	0	0	0	0
貸 出 業	0	0	0	1	1
訓 練 業	1	0	0	0	1
展 示 業	3	2	2	0	7
計	7	3	2	1	13
(実事業所数)	(4)	(3)	(2)	(1)	(10)

(3) 立入検査

動物取扱業者に対し、動物の健康及び安全を保持するための飼養施設の構造、その取扱う動物の管理方法等について、立入調査を行った。

立入検査延べ件数

	本 所	尾張支所	知多支所	東三河支所	計
第一種動物取扱業	163	109	126	161	559
第二種動物取扱業	0	0	3	2	5



## 10 特定動物の飼養の制限に関する事業

動物の愛護及び管理に関する法律に基づき、特定動物による人への危害を防止するための事業を行った。

### (1) 飼養許可状況

特定動物の飼養許可申請について、飼養施設、飼養管理等の調査を実施し、基準に適合したものについて、期間及びその他の条件を付して許可した。

#### 飼養許可件数

	本 所	尾張支所	知多支所	東三河支所	計
許 可 件 数	11	3	3	6	23

#### 特定動物の飼養許可件数

(平成 28 年 3 月末現在)

	愛 玩 用	販 売 用	展 示 用	試験研究用	そ の 他	計
オマキザル科			4 (23)	1 (1)		5 (24)
オカザル科	5 (8)		31 (543)	4 (755)		40 (1,306)
テカザル科			6 (27)	1 (3)		7 (30)
ヒ ト 科			2 (9)	1 (13)		3 (22)
ネ コ 科	1 (2)					1 (2)
タ カ 科	1 (0)					1 (0)
カミツキガメ科	7 (13)	1 (0)	1 (0)			9 (13)
トクカゲ科		1 (2)				1 (2)
ボ ア 科	7 (9)	4 (1)	1 (1)			12 (11)
アリゲータ科	4 (4)	5 (7)				9 (11)
クロダイル科		1 (0)				1 (0)
計	25 (36)	12 (10)	45 (603)	7 (772)		89 (1,421)
実 施 設 数	20	3	7	2		32

注：( ) 内は飼養頭数

### (2) 立入検査

特定動物による危害の防止は、飼い主が日常から逃走防止に留意した飼養管理をすることが重要である観点から、飼養施設に対する立入検査を実施した。

	本 所	尾張支所	知多支所	東三河支所	計
延 件 数	44	46	7	8	105

### (3) 飼養施設外飼養・保管届出件数

業としての展示など飼養施設の外へ出すことの届出がされた場合は、安全対策等を確認のうえ受理した。

	本 所	尾張支所	知多支所	東三河支所	計
件 数	8	5	2	20	35

※特定動物の飼養又は保管の方法の細目第3条第2号のイ関係

## 第3 参考

### 1 沿革

- 昭和 23 年 保健所法の施行に伴い畜犬行政が警察業務から保健所業務の一環として組み入れられた。
- 昭和 25 年 8 月 狂犬病予防法及び同法施行令が定められた。
- 昭和 43 年 3 月 犬による危害防止条例（条例第 6 号）が公布され、同年 7 月に施行された。
- 昭和 44 年 4 月 県の機構改革により、県下 6 保健所（豊橋、岡崎、一宮、半田、春日井、刈谷）に犬の抑留及び処分施設が設置された。
- 昭和 49 年 4 月 昭和 48 年 10 月に制定された動物の保護及び管理に関する法律が施行され、衛生部が当該業務を所管することとされた。
- 昭和 53 年 12 月 動物の保護及び管理に関する法律第 6 条の規定に基づき、猛獣等の飼養の制限に関する条例（条例第 50 号）が公布され、翌 54 年 4 月に施行された。
- 昭和 62 年 4 月 愛知県動物保護管理センターが、地方自治法第 158 条第 6 項の規定に基づき設置され、本所・3 支所・5 詰所の体制で業務を開始した。
- 平成 元年 4 月 尾張支所の庁舎新築に伴い、一宮詰所、春日井保健所詰所及び春日井詰所が廃止された。
- 平成 2 年 10 月 知多支所の庁舎新築に伴い、半田詰所が廃止された。
- 平成 5 年 4 月 東三河支所の庁舎新築に伴い、新城詰所が廃止された。
- 平成 10 年 4 月 豊田市が中核市に移行し、同市内の犬の捕獲等の業務が豊田市の業務となった。
- 平成 11 年 4 月 豊橋市が中核市に移行し、同市内の犬の捕獲等の業務が豊橋市の業務となった。  
また、動物の保護及び管理に関する法律施行令が改正され、犬・ねこの引取り等の業務が中核市の業務となった。
- 平成 11 年 12 月 動物の保護及び管理に関する法律の改正が公布され、法律名が動物の愛護及び管理に関する法律に変わり、動物取扱業の届出制等が導入された。
- 平成 12 年 4 月 県の機構改革により、愛知県動物保護管理センターの主管部局が、健康福祉部となった。
- 平成 13 年 3 月 犬による危害防止条例及び猛獣等の飼養の制限に関する条例を統合した動物の愛護及び管理に関する条例（条例第 3 号）が公布され、同年 4 月から動物取扱業が登録制とされた。
- 平成 14 年 4 月 愛知県動物保護管理センターが、地方自治法第 156 条第 1 項の規定に基づく行政機関となった。
- 平成 15 年 4 月 岡崎市が中核市に移行し、同市内の犬の捕獲等の業務が岡崎市の業務となった。
- 平成 17 年 6 月 動物の愛護及び管理に関する法律の改正が公布され、翌 18 年 6 月から動物取扱業及び特定動物に関する規制が強化された。

- 平成 18 年 3 月 動物の愛護及び管理に関する法律の改正に伴い、動物の愛護及び管理に関する条例の改正が公布され、同年 6 月に施行された。
- 平成 18 年 6 月 愛知県事務処理特例条例に基づき、豊田市及び豊橋市に特定動物飼養保管許可等の事務が、岡崎市に同事務に加え動物取扱業の登録等の事務が委譲された。
- 平成 20 年 3 月 動物の愛護及び管理に関する法律第 6 条に基づき、愛知県動物愛護管理推進計画が策定された。
- 平成 23 年 4 月 犬猫の引取りの窓口がセンターに一元化されると共に有料化された。
- 平成 24 年 1 月 動物の愛護及び管理に関する法律施行令・同規則の一部が改正され、動物取扱業の登録を要する取扱いの追加等がなされた。
- 平成 24 年 6 月 動物の愛護及び管理に関する法律施行令・同規則の一部が改正され、販売業者、貸出業者及び展示業者において犬又は猫の夜間展示規制がなされた。
- 平成 24 年 9 月 動物の愛護及び管理に関する法律の改正が公布され、翌 25 年 9 月から動物の終生飼養が徹底されるとともに、動物取扱業者に係る規制が強化された。
- 平成 26 年 3 月 愛知県動物愛護管理推進計画が改正された。
- 平成 26 年 12 月 動物の愛護及び管理に関する法律第 4 条第 3 項に基づく愛護動物の遺棄の考え方について環境省から示された。

## 2 センターの施設概要

	所在地	土地 (㎡)	建物 (㎡)
本 所	豊田市穂積町新屋 73-3	18, 143. 96	1, 848. 41
尾 張 支 所	一宮市浅井町西海戸字余陸寺 31-1	2, 546. 66	614. 20
知 多 支 所	半田市乙川末広町 100-1	2, 263. 55	553. 71
東 三 河 支 所	豊橋市神野新田町字京ノ割 50-2	3, 150. 12	570. 18

## 第4 資料

### 1 市町村別業務内訳表（犬登録頭数は平成28年3月末現在）

（本 所）

市町村名	犬登録頭数	犬捕獲頭数	返還頭数	こう傷事故件数	引取頭数		譲渡頭数		負傷動物	
					犬	猫	犬	猫	犬	猫
瀬戸市	8,765	22	4	2	6	58	10	11	0	9
尾張旭市	5,118	9	4	2	1	7	1	3	0	4
長久手市	3,426	4	2	1	1	16	6	1	0	0
豊明市	4,496	5	2	4	2	13	6	6	0	7
日進市	5,851	6	4	4	2	0	8	4	0	7
東郷町	3,145	4	3	2	1	0	6	0	0	2
碧南市	4,606	15	6	2	1	8	0	4	0	5
刈谷市	7,935	19	9	10	6	53	2	11	0	11
高浜市	3,302	13	6	5	0	7	2	2	0	4
安城市	10,363	27	19	11	4	49	11	11	0	9
知立市	3,783	3	3	0	2	21	2	2	0	8
みよし市	4,367	7	4	4	2	30	4	7	0	9
西尾市	11,602	181	16	7	5	19	9	5	3	2
幸田町	2,661	36	2	1	1	11	4	2	0	1
名古屋市		1	2				2	3		
豊橋市			0				23	0		
豊田市			0				11	8		
岡崎市			2				8	7		
他の県内市町村		1	2		1		24	29		
県外			0				0	0		
計	79,420	353	90	55	35	292	139	116	3	78

## (尾張支所)

市町村名	犬登録頭数	犬捕獲頭数	返還頭数	こう傷事故件数	引取頭数		譲渡頭数		負傷動物	
					犬	猫	犬	猫	犬	猫
一宮市	24,002	164	128	19	6	73	25	20	0	24
稲沢市	8,930	38	18	8	3	22	12	1	1	6
春日井市	20,467	30	12	11	0	53	4	3	0	21
小牧市	10,267	19	12	11	2	28	3	1	0	8
犬山市	4,957	15	8	2	0	5	1	5	2	2
江南市	6,150	24	22	3	4	35	4	6	0	7
岩倉市	2,538	15	9	1	0	7	3	1	0	2
大口町	1,480	7	6	2	0	3	0	2	0	0
扶桑町	2,328	6	8	2	0	0	0	0	0	2
清須市	3,903	12	3	0	0	16	0	2	0	7
北名古屋市	5,081	15	5	1	2	27	3	2	1	15
豊山町	1,024	1	0	0	0	9	1	0	0	0
津島市	4,312	9	5	2	1	6	2	2	1	3
愛西市	4,771	29	6	3	1	19	4	3	1	6
弥富町	2,763	9	2	5	0	3	1	3	1	1
あま市	6,126	12	5	11	1	10	3	3	1	4
大治町	1,965	6	2	1	0	3	2	0	0	2
蟹江町	2,105	38	3	2	0	12	1	1	0	5
飛島村	402	0	1	1	0	3	0	0	0	0
名古屋市		2	4				10	2		
豊橋市			0				0	2		
豊田市			0				0	0		
岡崎市			0				0	0		
他の県内市町村			0				7	4		
県外			4				2	0		
計	113,571	451	263	85	20	334	88	63	8	115

## (知多支所)

市町村名	犬登録頭数	犬捕獲頭数	返還頭数	こう傷事故件数	引取頭数		譲渡頭数		負傷動物	
					犬	猫	犬	猫	犬	猫
半田市	7,443	95	40	3	11	60	17	15	0	11
阿久比町	2,134	93	7	1	1	7	6	3	0	4
東浦町	3,426	21	18	1	3	28	6	3	0	11
武豊町	2,841	27	14	2	1	28	6	2	0	5
南知多町	1,178	32	2	0	0	9	3	1	0	2
美浜町	2,046	87	12	3	1	4	6	1	1	0
常滑市	3,961	43	10	3	2	35	5	1	0	8
東海市	5,988	28	16	5	7	92	7	11	0	12
大府市	5,377	21	12	2	2	35	6	40	0	5
知多市	5,283	30	16	5	2	31	7	15	1	9
名古屋市			1				1	0		
豊橋市			0				0	0		
豊田市			0				0	0		
岡崎市			0				0	0		
他の県内市町村			5				18	9		
県外			0				0	0		
計	39,677	477	153	25	30	329	88	101	2	67

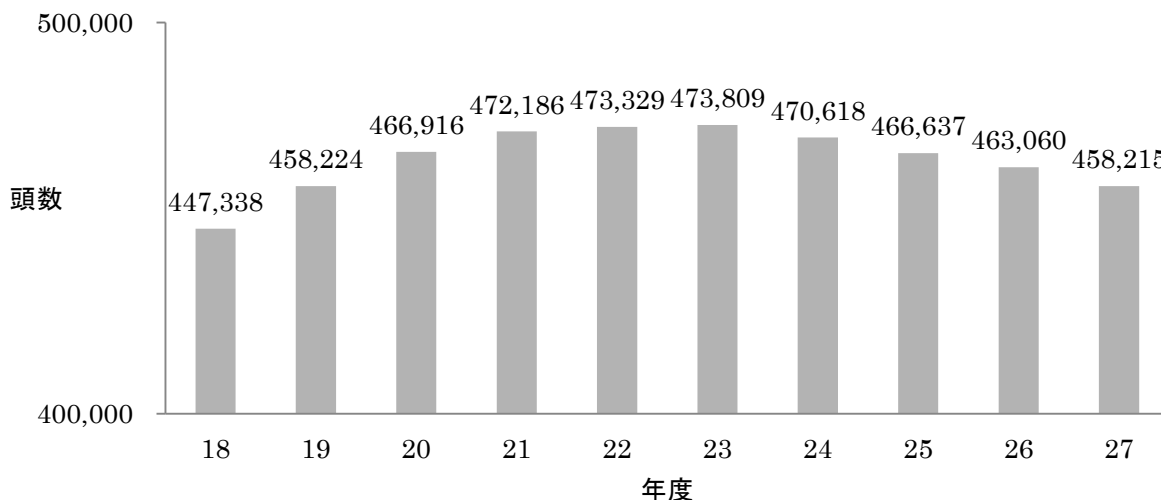
## (東三河支所)

市町村名	犬登録頭数	犬捕獲頭数	返還頭数	こう傷事故件数	引取頭数		譲渡頭数		負傷動物	
					犬	猫	犬	猫	犬	猫
新城市	3,905	16	10	7	1	18	8	3	1	1
設楽町	379	0	0	0	0	0	0	0	0	0
東栄町	257	0	0	0	0	12	0	0	0	0
豊根村	132	0	0	0	0	0	0	0	0	0
豊川市	12,578	42	29	7	5	40	19	26	2	47
蒲郡市	4,618	51	8	2	5	11	13	7	3	8
田原市	4,541	44	8	0	0	10	12	5	2	6
名古屋市			0				0	1		
豊橋市			2				21	58		
豊田市			0				0	0		
岡崎市			0				0	0		
他の県内市町村			0				2	6		
県外			0				0	0		
計	26,410	153	57	16	11	91	75	106	8	62

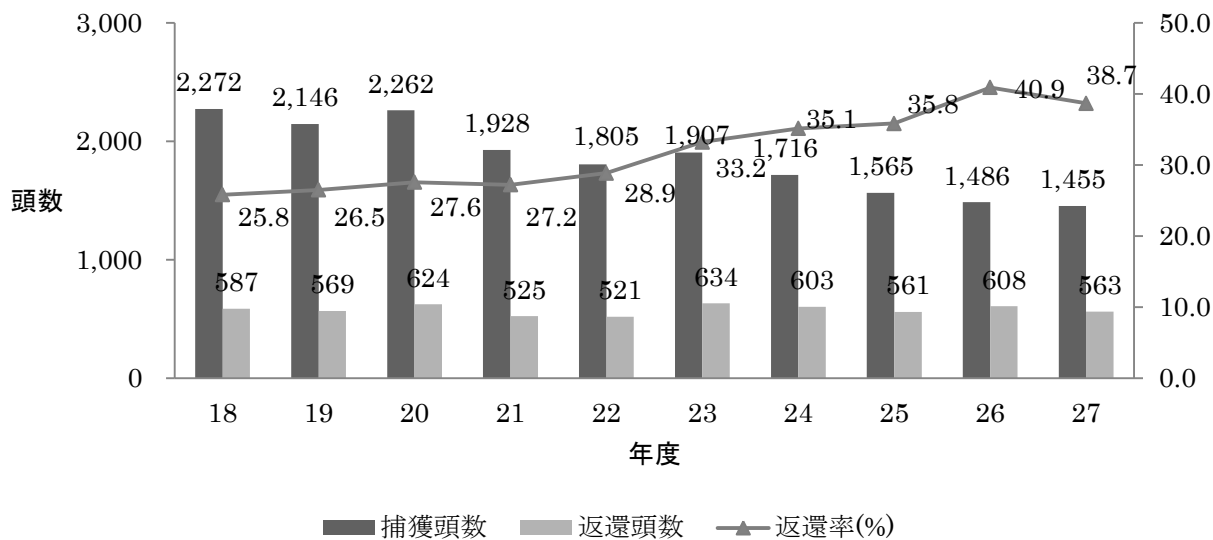
本支所合計	259,078	1,434	563	181	96	1,046	390	386	21	322
-------	---------	-------	-----	-----	----	-------	-----	-----	----	-----

## 2 過去10年間の統計グラフ

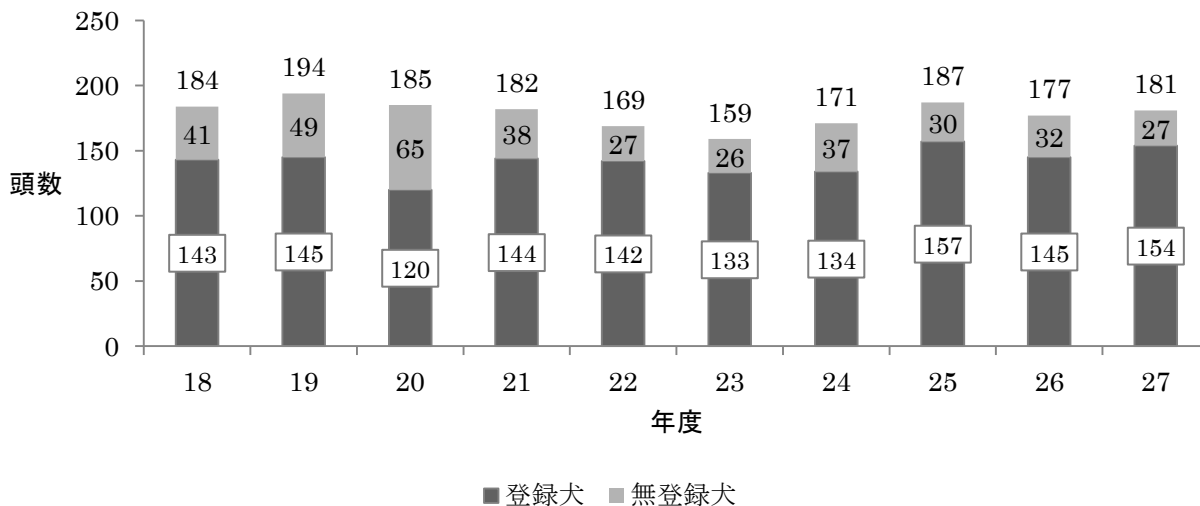
### 犬の登録頭数の推移（愛知県全体）

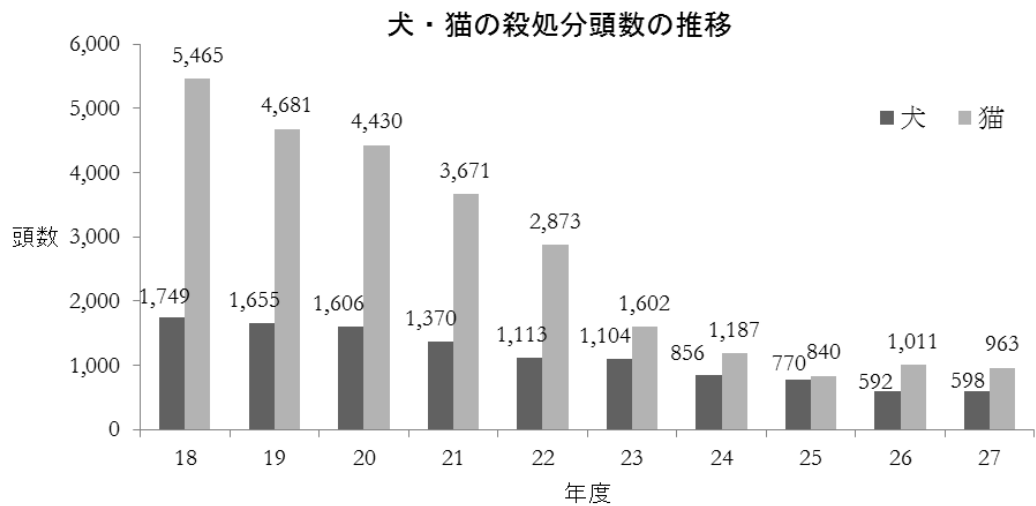
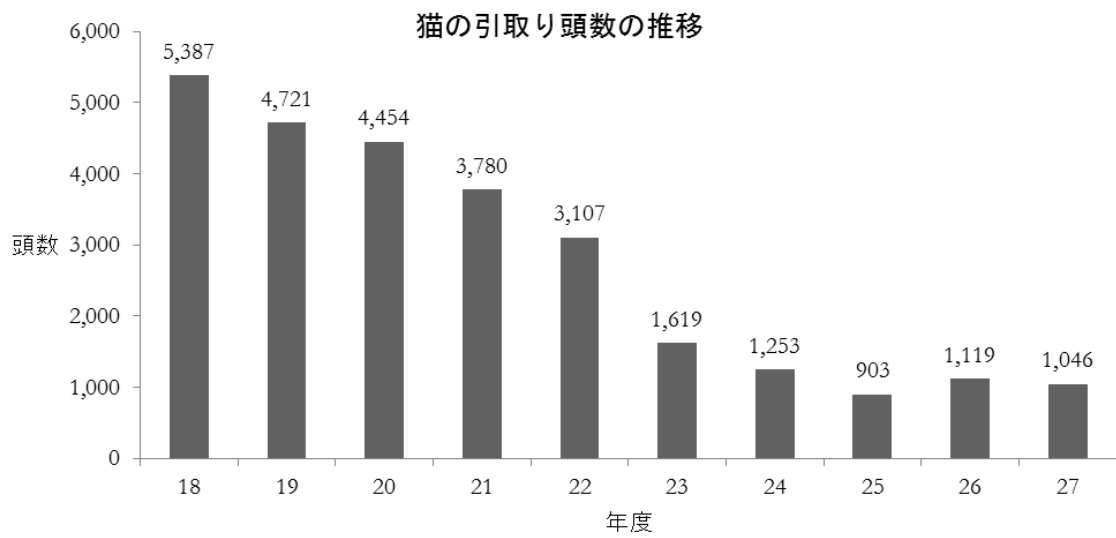
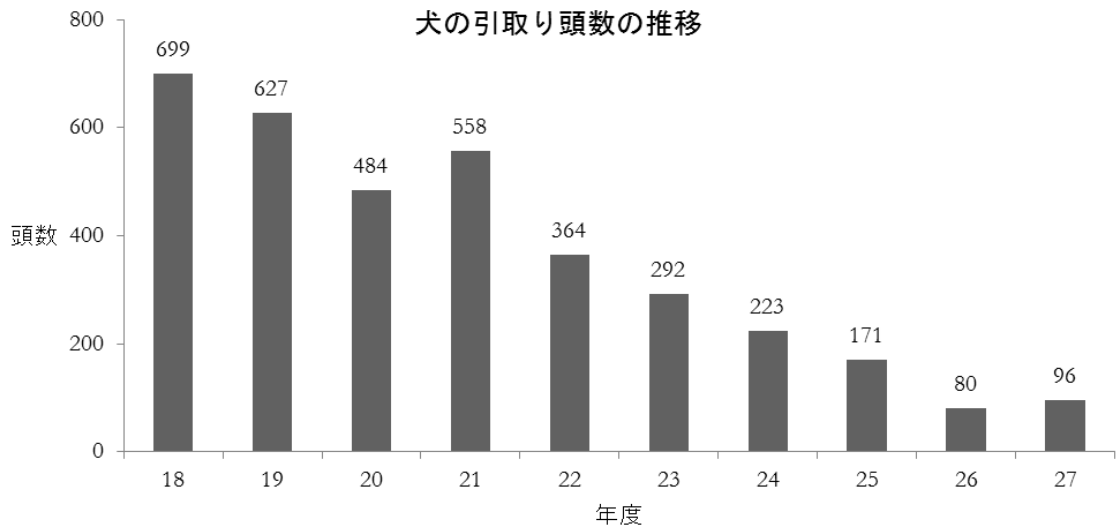


### 犬の捕獲頭数、返還頭数、返還率の推移（負傷を含む）



### こう傷事故件数の推移







【 発 行 】

平成 28 年 10 月

愛知県動物保護管理センター

〒444-2222 愛知県豊田市穂積町新屋 73-3

電話 0565-58-2323

FAX 0565-58-2330

<http://www.pref.aichi.jp/douai/>